

建築基準法等の運用について(熊本県版) 令和2年3月

正誤表

ページ	箇所	誤	正
79	横列「法20条二号、三号」縦列「令137条の2第二号(1/2以下の増改築)-(イ)-Exp.j等-既存部分の下段」	令3章8節に適合(構造計算が必要)	令3章8節に適合(構造計算が必要) <u>or耐震診断基準又は新耐震基準に適合</u>
203	4建築士事務所に保存する図書の見直しについて 1行目	配置図、平面図、立面図、断面図、基礎伏図、床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書等、工事監理報告書	配置図、平面図、立面図、断面図、基礎伏図、床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書等、工事監理報告書 (全てに下線引き)
206	下段 左から2列目の上のひし形	増築後の建築物の非住宅部分の床面積が300㎡以上	<u>非住宅部分の増築が300㎡以上、かつ</u> 、増築後の建築物の非住宅部分の床面積が300㎡以上